

木女販へ一仕事一平素共通り作業未だ努力メラレタシ

木女販

会員各々位

要 求 條 件

- 一、企業立場ノ原則ヲ採用シ漸次實施スルコト
- 二、團体交渉権ヲ確認スルコト
- 三、退職手当ヲ左ノ標準ニ依リ支給スルコト

六ヶ月以上一年未満勤続者ハ一ヶ月三付キ日給五日分
滿一年以上勤続者ハ月給五十日分

一年以上勤續者ハ一ヶ月加フル毎ニ五日分ヲ加スコト

但し會社、都合ニ依リ解雇入る場合ハ又割増、コト

四、此ノ潔日給ニ所以下の由女工ニ對し適當、當日給ラスルコト

基金トシテ各自日給一日分ヲ出醸スルコト（但錢以下切捨テ）

交渉委員トシテ、男二回三名

女二回五名

子三回七名

會日計人各組二名ト總會日計一名（伊藤泰次郎）他ニ補佐二
名送出ノコト整理委員ハ各組十名ニ對し一名連絡委員十名
送出ノコト

内業ヨリ 七名

外業ヨリ 三名

金田口頭 謹奉

委員